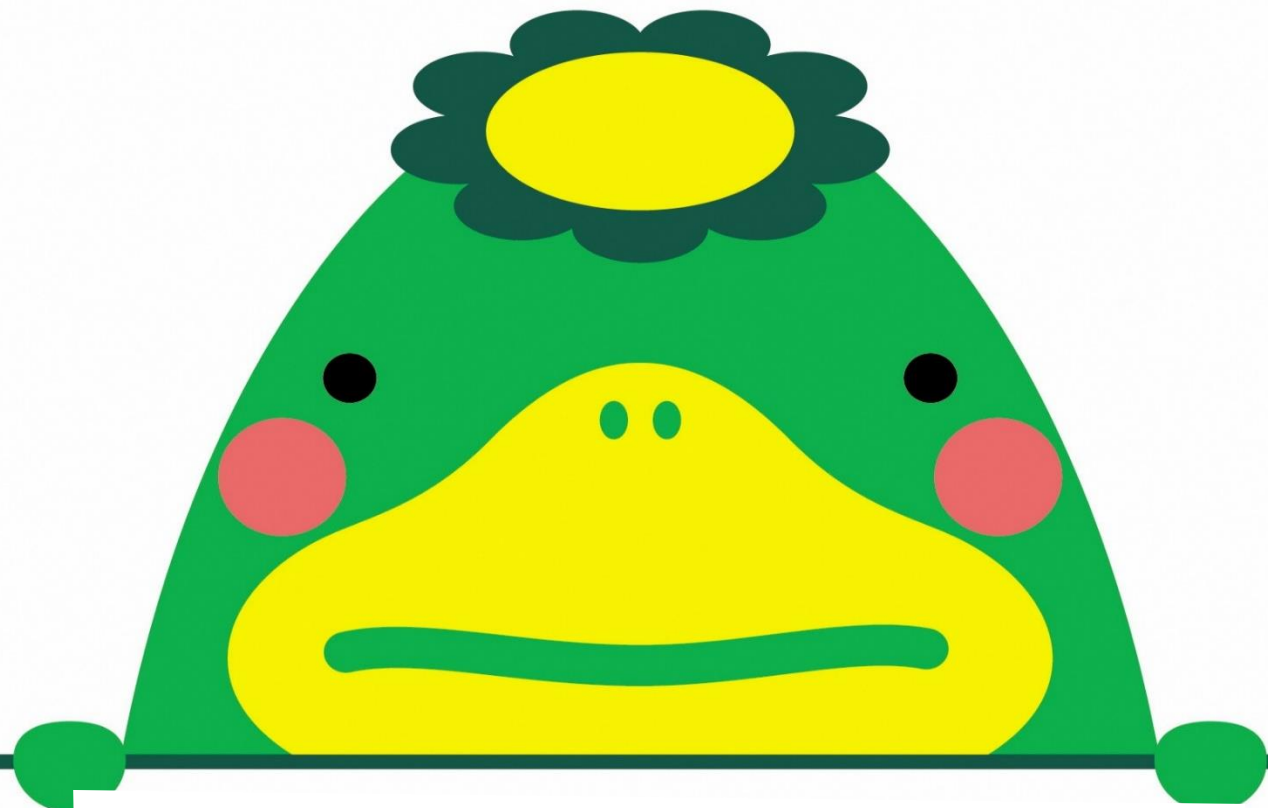




令和 8 年度
集团指導
(障害児通所支援)



目次

- 1 令和8年度報酬改定における改定事項
- 2 こども性暴力防止法施行にむけた事業者情報登録について
- 3 自己評価結果報告及び支援プログラムの公表について
- 4 教育機関等との連携について
- 5 定員の遵守について
- 6 加算について



1 令和8年度障害福祉サービス等 報酬改定における改定事項



応急的な報酬単価の取扱いについて

概要

- ・ 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- ・ 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

算定要件等

○対象サービス
就労継続支援B型、共同生活
援助、**児童発達支援、放課後
等デイサービス**

○対象事業所
令和**8**年**6**月**1**日以降に新
規指定された事業所
（既存事業所については
従前どおり）



応急的な報酬単価



単位数

○児童発達支援

所定単位数の1000分の988に相当する単位数

○放課後等デイサービス

所定単位数の1000分の982に相当する単位数

配慮措置

○重度障害児等への配慮

- ・主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・基本報酬医療的ケア区分、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

○地域への配慮

- ・離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬
- ・自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬



(基本報酬)

○児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

○児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

○放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算



2 こども性暴力防止法施行にむけた 事業者情報登録について

こども性暴力防止法関連システム



1. こども性暴力防止法の概要

こども性暴力防止法（以下「法」という。）が令和8年12月25日に施行されます。法においては、学校や認可保育所など、こどもに教育、保育等を提供する事業者、従事者の性犯罪前科の確認（犯罪事実確認）など、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

2. こども性暴力防止法関連システムへのアカウント登録の必要性

法に基づく各種手続きは、原則、「こども性暴力防止法関連システム」（以下「システム」という。）において、オンラインで行います。

事業者には、法の施行と同時に、従事者の犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、システムへのアカウント登録が確実に行われている必要がございます。

3. システムとGビズIDとの関係

システム利用にはGビズIDが必要となります。GビズIDとは、デジタル庁が事業者向けに発行するアカウントです。

1つのGビズIDで複数の行政サービスへのログイン・手続きが可能となります。

GビズIDの発行に当たっては、法人登記やマイナンバーカードの情報等を用いて、事業者が実際に存在しているかなどを確認します。

重要

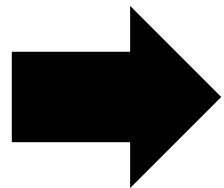
4. 登録の進め方

ステップ1

GビズID取得

* 5月21日メール依頼済

施設・事業所は、その設置者である学校設置者等（法人）に対して、こども家庭庁からの通知等を活用し、GビズIDの取得を依頼してください。

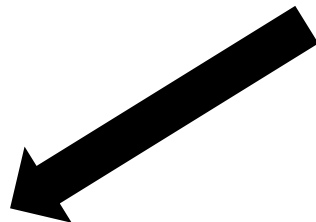


ステップ2

登録様式提出

* 6月19日メール依頼済

7月10日までに配布された「まとめ登録様式」を用いて事業者情報を登録してください。

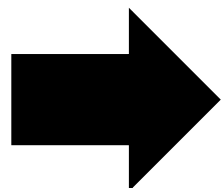


ステップ3

権限検討・内容確認

6月～11月

こども家庭庁より必要に応じて登録内容の修正及び内容確認依頼があります。



ステップ4

システムログイン

12月

12月上旬頃に、登録したメールアドレスに、ログイン情報が通知されます。具体的なログイン方法は別途お知らせがあります。

締切厳守



3 障害児通所支援事業における自己 評価結果報告及び支援プログラムの 公表について



○自己評価結果及び支援プログラムの作成、公表

指定障害児通所支援事業者は提供する支援の質の評価及び改善を行い、その内容を公表するとともに公表内容、公表結果について市へ届け出ることが義務付けられています。

また、令和6年度報酬改定により、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが求められています。

詳細は、こども家庭庁作成の「[児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き](#)」にてご確認ください。

○自己評価結果等未公表減算・支援プログラム未公表減算

→届出がなされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで減算。

- ・ 自己評価結果等の公表が未実施の場合（**所定単位数の85%を算定**）
- ・ 支援プログラムの公表が未実施の場合（**所定単位数の85%を算定**）



4 教育機関等との連携について



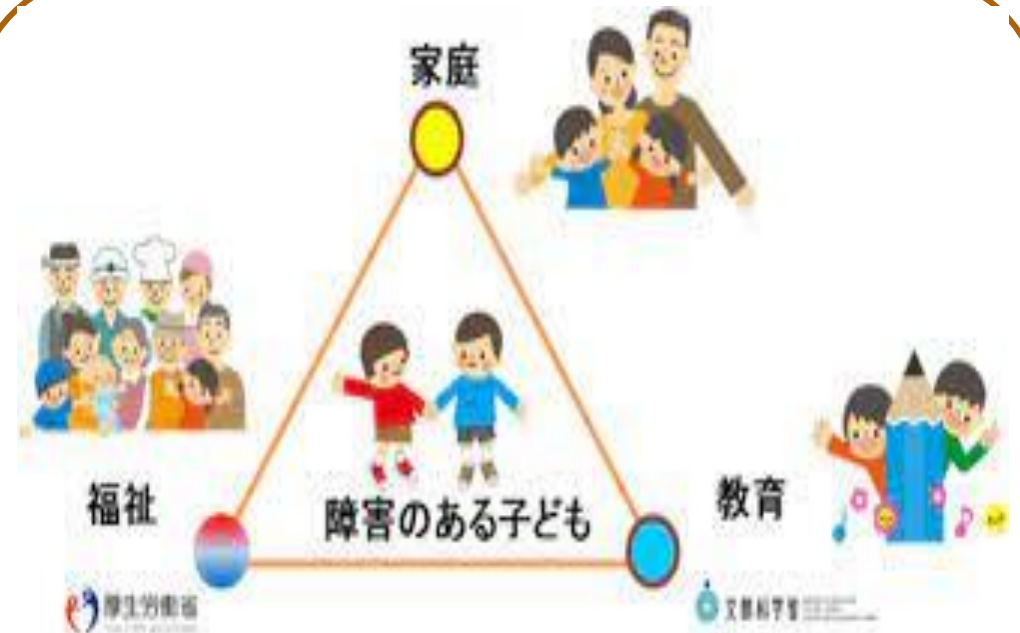


福祉事業所と教育機関等の連携について

保育所等訪問支援での訪問支援や放課後等デイサービス等では、学校などの教育機関や保育所と連携をする場面が多くあります。

事業所と教育機関等が連携してインクルージョンに取り組むことが重要です。

また、対等な関係で連携を行うためには、お互いの立場を知り、尊重することが大切です。



家庭と教育と福祉の連携
「トライアングル」プロジェクト報告より

学校と連携するときの留意点

学校と連携する上で初めて学校と関わる時には、必ず教頭先生や校長先生と今後の連携方針について話をしてください。

学校や学級によっては、対象の児童生徒が複数いるため、事業所からの要請を全て受け入れることが難しいことがありますので、学校と情報を共有し調整することが大切です。

その他、詳細については、「福祉と教育の連携（事業所向けリーフレット）」をご覧ください。



5 定員の厳守について



定員超過について

放課後等デイサービス事業所において、定員を超えてサービスの提供を実施している事業所が多く見られます。

また、多くの情報提供をいただいているところです。

定員超過分は記録を残さない、請求をしない等をして定員超過をしていないように見せている事業所も多く見られます。また、超えた分を利用の少ない日に利用したように見せている所もありました。これらは文書偽造とみなし、指導や行政処分の対象となります。

虐待、災害によるもの以外で定員超過は認めておりません。

恒常的に定員を超えている事業所は、定員増の変更指定申請を行ってください。もしくは定員を超えないように調整をしてください。



定員超過減算について

○1日あたりの利用実績で減算となる場合

1日あたりの利用人数が「利用定員の150%を超過」すると減算となります。

→定員10名の事業所であるのに、定員15名と言っている事業所があるようです。

該当する事業所は、久留米市に届出のうえ、減算をしてください。

○過去3か月の利用実績で減算となる場合

→利用定員が11人以下の事業所は、直近の過去3か月間の平均利用者数が「利用定員+3を超過」すると減算となります。

減算にならない程度なら定員を超えても良いという認識は誤りです。
虐待、災害によるもの以外、1人でも定員超過は認めてません。
定員厳守のうえ健全な運営による支援を実施してください。



6 加算について



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

基準の人員(管理者・児発管含む)に加え、児童指導員等や理学療法士等を配置している場合に算定

例1: 週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金: 14:00～18:00 土: 10:00～16:00)

「インガット君」が常勤換算で1人以上配置されているため、加算要件を満たす。

サービス種類			放課後等デイサービス														事業所名			放課後等デイサービス くるっぱ													
定員			10名														1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数										40						
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 合 計	週平均の勤務時間	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160	40	
保育士	A	くるっぱ	②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40	
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④		88	22	
児童指導員	C	ブッケン	③		③			④		③		③			④		③		③			④		③		③			④		40	10	
理学療法士	A	インガット君	②	②	②	②	②			②	②	有休	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40	
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8				

(勤務時間 ① 8:30～17:00、② 10:00～19:00、③ 14:00～18:00、④ 10:00～16:00)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

常勤職員は、有給休暇等の取得であれば、欠如でなく常勤換算に計上できる。
なお、1か月を超える場合は欠如となる。



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例1: 週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金: 14:00～18:00 土: 10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっぱ

定員			1 0 名														1 週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数														40	
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 計	週 平均 の 勤務 時間
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸																											0	0		
保育士	A	くるっぱ	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	160	40		
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	③	④																	④		88	22			
児童指導員	C	ブッケン	③		③				④					③												④		40	10			
理学療法士	A	インガット君	②	②	②	②	②			②																		160	40			
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8			

①基準の人員である従業者(管理者・児童発達支援管理責任者含む)が欠如しているため、当該月は算定不可

①基準の人員である従業者(管理者・児童発達支援管理責任者含む)が欠如しているため、当該月は算定不可

(勤務時間 ①8:30～17:00、②10:00～19:00、③14:00～18:00、④10:00～16:00)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例1: 週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金: 14:00～18:00 土: 10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっば

定員			10名																												4週合計		週平均勤務時間	
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週								②加配として配置されている職員が、常勤換算で1人以上に達していないため、当該月は算定不可																				4週合計	週平均勤務時間		
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月																								
			管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①	①				①	①	①	①	①			①	①	①	①	①					160
保育士	A	くるっば	②	②	②	②	②					②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	④				③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			88	22
児童指導員	C	ブッケン	③		③			④		③		③			④		③		③			④		③		③			④			40	10	
理学療法士	C	インガット君	②	②			②			②	②			②		②	②			②			②			②	②			②			96	24
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8					

②加配として配置されている職員が、常勤換算で1人以上に達していないため、当該月は算定不可

(勤務時間 ① 8:30～17:00、② 10:00～19:00、③ 14:00～18:00、④ 10:00～16:00)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例2:週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金:14:00～18:00 土:10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっぱ

定員			10名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							8月											週平均 の勤務 時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

④加配として配置された非常勤職員が欠勤しているため、
常勤換算1人以上を満たさず、当該月の算定不可
(非常勤職員の場合は欠勤等を常勤換算に計上できない)
※「インガット君」が欠勤していなければ、「ネインチェ」と合算
して160時間＝常勤換算1人以上となり算定可能

③提供時間を通じた人員配置ができていないため、
当該月の算定不可

① 00:00～06:00、② 06:00～12:00、③ 14:00～18:00、④ 10:00～16:00)

C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

定員超過は、災害、虐待その他やむを得ない理由以外は一切認められません。

児童発達支援・放課後等デイサービス

提供時間に応じた基本報酬の算定

①個別支援計画に定めた時間よりも実際の支援時間が短い

イ. 利用者の都合による場合（学校や交通渋滞等の事業所に起因しない事情含む）

⇒個別支援計画に定めた時間が該当する時間区分で算定（30分未満でも可）

ロ. 事業所の都合による場合

⇒実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定（30分未満不可）

②個別支援計画に定めた時間よりも実際の支援時間が長い

⇒個別支援計画に定めた時間が該当する時間区分で算定

※利用者や学校等の都合で、計画に定めている時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合は、想定される具体的な内容を個別支援計画に定めてれば算定可能。

【例】通常は1時間だが、学校の短縮授業により3時間になる日が想定される



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

対象者	区分	単位数
障害児の場合 （重心児・医ケア児除く）	延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
	延長支援時間2時間以上の場合	123単位
	※延長支援時間30分以上1時間未満の場合	61単位

- ①個別支援計画に定める標準的な支援時間を5時間（授業終了後の放デイの場合は3時間）としており、かつ、延長支援時間を個別支援計画に位置付けている。
- ②障害児本人や家族の状態・事情、他の受け入れ先がない等の延長支援が必要な理由があり、その理由を個別支援計画に位置付けている。
- ③延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援時間の前後ともに延長支援を実施する場合は、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定する。
なお、延長支援時間には送迎時間は含まれない。



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

- ④単位数の区分は、**実際に要した延長支援時間に応じて算定**する。
- ⑤延長支援する障害児の数が10人以下の場合は、**2人以上の従業者を配置**する。
このうち、1人以上は人員基準上必要な従業者（児発管含む）を配置すること。
10人超では10人その端数を増すごとに1人を加えた数以上の従業者を配置する。
- ⑥医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、⑤のうち看護職員を1名以上配置すること。
- ⑦運営規程に定める営業時間が6時間以上であること

★延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。

☆実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、計画に定めた延長支援時間によることとする。

※障害児や保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、「30分以上1時間未

満」の区分で算定可能



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

【例1】個別支援計画⇒支援時間 14:00～17:00 延長支援時間 17:00～18:00

実際の支援時間⇒14:00～16:00

実際の提供時間が計画の時間と異なることとなった理由が利用者等の都合である場合、基本報酬は計画に定めている14:00～17:00(3時間)の属する時間区分で算定することができるが、延長支援に関しては、実際に要した時間を用いることから、算定できない。

【例2】個別支援計画⇒支援時間 10:00～15:00 延長支援時間 9:00～10:00

運営規程上のサービス提供時間⇒10:00～15:00

実際の支援時間⇒9:00～9:45

9:45に急遽体調不良により帰宅した場合、個別支援計画に位置付ける支援時間に支援を提供していないため基本報酬は発生しておらず、基本報酬を算定しない場合には延長支援加算も算定できない。



児童発達支援・放課後等デイサービス

家族支援加算

家庭連携加算
事業所内相談支援加算

(Ⅰ)・・・個別での相談援助等 (Ⅱ)・・・グループでの相談援助等【月4回まで】

- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
- 相談援助は30分以上行うこと(訪問で家族側の事情があれば30分未満可)
- オンラインの場合は原則テレビ電話。
- グループの場合は8人までを1組とする。
- 保育所等訪問支援との多機能型の場合は、全サービス通算で月4回まで。

子育てサポート加算

【月4回まで】

- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
- 家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供するもの(マジックミラー・モニター越しも可)
- 従業者1人があわせて行う相談援助は最大5世帯まで
- 当該加算を算定する時間帯に行う相談援助等では家族支援加算は算定不可

※同日算定は可

